

第3 大学運営

1 学則等

(1) 学内諸規程

学則以下諸規程等は次のとおりであるが、平成6年4月1日開学以来、適時、適切な改正等がなされ、今日に至っている。

- 《条例》 新潟県立看護短期大学条例
- 新潟県立看護短期大学規則
- 《学則》 新潟県立看護短期大学学則
- 新潟県立看護短期大学学則実施細則
- 《組織》 新潟県立看護短期大学教授会規程
- 新潟県立看護短期大学委員会規程
- 新潟県立看護短期大学自己点検・評価委員会規程
- 新潟県立看護短期大学入学者選考試験実施委員会設置要綱
- 新潟県立看護短期大学一般入学者選考試験合格者判定委員会設置要綱
- 新潟県立看護短期大学推薦入学者選考試験合格者判定委員会設置要綱
- 新潟県立看護短期大学運営懇談会設置要綱
- 新潟県立看護短期大学進路指導実施要綱
- 《人事》 新潟県立看護短期大学学長選考規程
- 新潟県立看護短期大学学長選考規程施行細則
- 新潟県立看護短期大学看護学科長選考規程
- 新潟県立看護短期大学看護学科長選考規程施行細則
- 新潟県立看護短期大学学生部長及び図書館長選考規程
- 新潟県立看護短期大学教員選考規程
- 新潟県立看護短期大学教員の定年に関する規程
- 《庶務》 新潟県立看護短期大学施設等管理規程
- 新潟県立看護短期大学構内駐車規程
- 新潟県立看護短期大学消防計画
- 新潟県立看護短期大学情報科学教室実習事務嘱託員取扱要領
- 新潟県立看護短期大学LL教室実習事務嘱託員取扱要領
- 新潟県立看護短期大学図書館開館事務嘱託員取扱要領
- 新潟県立看護短期大学実習助手取扱要領
- 《教務・学生》 新潟県立看護短期大学履修規程
- 新潟県立看護短期大学公開講座規程
- 新潟県立看護短期大学研究生規程

- 新潟県立看護短期大学研究生選考要綱
- 新潟県立看護短期大学科目等履修生規程
- 新潟県立看護短期大学科目等履修生選考要綱
- 新潟県立看護短期大学授業料の減免及び納付期限延長手続等に関する事務取扱要綱
- 新潟県立看護短期大学職業紹介業務運営規程
- 《学術》 新潟県立看護短期大学紀要執筆要項
- 《図書館》 新潟県立看護短期大学図書館利用規程
- 《情報》 新潟県立看護短期大学ネットワーク（NCN-net）利用規程
- 《教授会申し合わせ事項》（「規程集」に記載されているもの）
 - 7号教授会の審議事項
 - 教員選考規程の運用について
 - 履修規程第3条に定める履修届について
 - 図書館利用規程の運用について（学外者の利用についての内規）
 - 図書館利用規程の運用について（利用停止について）
 - ネットワーク（NCN-net）利用規程の運用について（公的ホームページ、公的外ホームページ）

2 教員組織

(1) 教員任用基準

ア 任用基準

新潟県立看護短期大学教員選考規程による。

なお、教員数の推移は、表3-1のとおりである。

表3-1 教員数の推移 (単位:人)

年 度	教 授	助教授	講 師	助 手	計	教員定数
平成 6年度	6	4	5	6	21	21
平成 7年度	7	5	8	12	32	32
平成 8年度	8	5	8	12	33	33
平成 9年度	9	3	16	12	40	40
平成10年度	8	7	13	12	40	40
平成11年度	7	6	14	10	37	40

イ 採用・昇任の手続き

(ア) 採用の手続き

教員の採用は、教員定数に欠員が生じた時、7号教授会を開き補充の内容や候補

者の選定条件、公募の期間並びに「教員審査委員会」の構成員等について協議し、協議結果を教授会に報告した後、公募の手続きを行っている。

公募締切り後、応募のあった者について設置者に報告し、教員の資格審査・選考に入る旨の了解を得た後、教員審査委員会が、候補者について日を変えて3回審査を行い、審査結果を7号教授会に報告する。7号教授会は、教員審査委員会の報告内容の審議を行い、採用予定候補者を決定し、その結果を教授会に報告する。

学長は、決定事項を設置者に報告する。

なお、採用候補者に対しては教員審査委員会が予め面接をする。

また、教員審査委員会の構成員は学長、学科長の他教員3人の合計5人で構成されるが、審査対象の職位が「教授」の場合には、教員の3人は教授が、「助教授」の場合には教授1人と教授又は助教授2人、「講師」及び「助手」の場合には教授1人と教授、助教授又は講師2人で構成される。

更に、担当科目が基礎科目・専門基礎科目の教員の場合は基礎科目・専門基礎科目の教員2人と専門科目の教員1人で構成し、専門科目担当の教員の場合には、専門科目の教員2人と基礎科目・専門基礎科目の教員1人で構成される。

(イ) 昇任の手続き

教員の職位枠はあらかじめ設置者によって定められているため、枠内に欠員が生じなければ昇任審査は行われない。

過去6年間における昇任の実績は、教授に昇任した者2人、助教授への昇任者3人、講師への昇任者5人である。

なお、手続きとしては、7号教授会が職位枠内に欠員が生じていることを確認した後、学内での有資格者の有無を確認する。

該当者がある場合には、教授会に報告した上で学内公募を行う。昇任希望者は審査に必要な資料を揃えて応募し、審査を受ける。

なお、教員審査委員会の構成員等は採用の場合と同じである。

ウ 採用者、昇任者、退職者の状況

年度別採用者・昇任者、退職者の状況を表3-2に示した。

なお、年度途中における退職者、採用者、昇任者は年度内異動として整理した。

年度途中における希望退職者もあり、当該年度内における補充が困難な状況もある。

平成12年度4月現在の欠員は、教授1人、助手1人である。

表 3 - 2 年度別採用者・昇任者・退職者の状況

(単位：人)

年 度	採用者	昇任者	退職者
平成 6年度	21		
平成 7年度	11		
平成 8年度	1		2
平成 9年度	9	5	6
平成10年度	6	3	10
平成11年度	7	2	5

(2) 教員と担当科目

ア 基準等による必要教員数

専任教員数は、「短期大学設置基準」に定める基準（看護関係は1学科の入学定員50人に講師以上の教員数7人）を満たしている。

また、「講師以上の教員数の3割以上を教授とする」との基準に対しては、本学の場合教員28人中、教授は7人（平成12年4月1日現在）であり、1～2人少ない状況となっている。

更に、本学の実習や演習の時間数は全体のおよそ3分の1を占めており、設置基準では「演習・実験・実習又は実技はなるべく助手に補助させる」となっているが、本学では助手の総数は12人であり、8系列（基礎看護、成人看護、老人看護、小児看護、精神看護、母性看護、助産、地域看護）の実習・演習を、看護学科では1年次から3年次まで各年次100人、専攻科では60人の計360人の学生が、年間いずれかの系列にローテーションしていることから、同時進行のカリキュラムを組む場合、現在の助手の体制では全ての系列に補助させることができない状況である。

専門科目については、講師以上の教員でほとんど全てを担当しているが、平成11年度からは教員の担当科目の変更により、小児看護学を講師1人で担当することに伴い「小児看護学概論」を非常勤講師に、また、「精神保健」の一部と「看護特論」の一部についても非常勤講師に依頼することになった。

なお、専攻科は、学内教員では担当できない科目を非常勤講師に依頼している。

また、設置基準では、「教育研究上必要があるときは授業をしない教員を置くことができる」とあるが、本学では、開学以来これに該当させることができない状況にある。それは、担当科目の授業・実習指導と研究活動を同時に行わなければならない教員組織になっていることから、講義・実習担当を免除する人的ゆとりがないことに所以するといえる。

(18ページ表3-3「専任教員、非常勤講師とその担当科目」を参照)

表3-3 専任教員、非常勤講師とその担当科目

()内数字は兼任と総数対比率

(単位:人)

年 度		平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	
総 数		58	72	75	98	98	104	
学 内 教 員	合 計	4(6.9%)	5(6.9%)	5(6.7%)	6(6.2%)	6(6.2%)	5(4.8%)	
	基礎科目	3	4	4	5	5	4	
	専門基礎科目	1(2)	1(3)	1(3)	1(4)	1(4)	1(3)	
	専 門 科 目	合 計	16(27.6%)	26(36.1%)	27(36.0%)	34(34.7%)	33(33.8%)	31(29.8%)
							欠員1(1.0%)	欠員4(3.8%)
		基礎看護学	3(3)	3(3)	3(3)	3(3)	2(4)	3(3)欠員1
		小児看護学	0(1)	1(1)	1(1)	2	2	1
		成人看護学	5	6	6	5(1)	6(1)	6(1)
		老人看護学		1	1	1	2	2
		精神看護学	1	1	1	1	1	1
母性看護学・ 助産学専攻		0	1	2	5(4)	4(4)	4(4)	
地域看護学・ 地域看護学専攻	1	1	1	5(3)	5(3)	5(3)		
助 手	6	12	12	12	11欠員1	9欠員3		
非 常 勤 講 師	合 計	38(65.5%)	41(56.9%)	43(57.3%)	58(59.2%)	58(59.2%)	64(61.5%)	
	基礎科目	12(31.6%)	12(29.3%)	12(27.9%)	11(19.0%)	11(19.0%)	11(17.2%)	
	専門基礎科目	24(63.2%)	27(65.9%)	28(65.1%)	27(46.6%)	27(46.6%)	30(46.9%)	
	専 門 科 目	看護学科	2(1)(5.3%)	2(1)(4.9%)	3(7.0%)	3(5.2%)	(5.2%)	(6.3%)
		専攻科				17(29.7%)	17(29.3%)	19(29.7%)
		(地域看護学)				12	12	15
		(助産学)				5(5)	5(5)	4(5)

イ 学生数と教員数の比率

「看護学科」は、1学年定員100人、総定員300人で講師以上28人（専攻科を兼任している教員も含む）、助手12人（専攻科を兼任している教員を含む）であり、講師以上1人に学生10.7人、助手1人に学生25人となっている。

「専攻科」は、「地域看護学専攻」が入学定員45人で講師以上3人、助手1人であり、講師以上1人に学生15人、助手1人に学生45人となっている。

「助産学専攻」は、入学定員15人で講師以上3人、助手1人であり、講師以上1人に学生5人、助手1人に学生15人となっている。

平成9年の専攻科開設時以来、担当教員は看護学科と専攻科とを総合して1つの教員組織で科目を担当してきている。

(3) 教員の年齢構成と退職・補充状況

ア 年齢構成

本学の教員（助手を含めて）の年齢は、20歳代後半～60歳代の者で構成されている。

平成11年度末現在60歳代3人（8.3%）、50歳代4人（11.1%）、40歳代8人（22.2%）、30歳代14人（38.9%）、20歳代7人（19.5%）、欠員4人である。

この構成比率は開学当初から同じ様な傾向であるが、平成10年度以降、助手の採用時の年齢を30歳以下としたことで若干20歳代が多くなってきている。

イ 教授の退職・補充状況

平成11年度末までの過去6年間における、教授の退職は、定年退職者が2人、普通退職者が2人となっており、その退職・補充状況は次のとおりである。

平成7年度：母性看護学教授1人を採用

平成8年度：母性看護学教授1人を採用（小児看護学教授1人が定年退職）

平成9年度：昇任により地域看護学教授1人及び専門基礎科目教授1人を補充
（母性看護学教授が定年退職及び普通退職それぞれ1人）

平成10年度：母性看護学教授1人を採用（母性看護学教授1人が普通退職）

(4) 教員の勤務体制

ア 研修者、兼務者等の状況

教育公務員特例法（以下「教特法」という。）第20条第2項の規定に基づき教員が勤務時間の一部あるいは全部について、本学以外の場所で研修を実施する場合には、学外研修承認願を研修をする日の前日までに事務局に提出し学長の承認を得ることとなっている。

また、教特法第21条第1項に基づき教員が出講、兼務を実施しようとする場合も事前に学長の承認を得ることとしている。各年度ごとの状況は以下のとおりである。

(ア) 研修者（大学・大学院）

大学等での研修の実施者は、平成6年度9人、平成7年度15人、平成8年度14人、平成9年度22人、平成10年度19人、平成11年度16人となっている。

なお、春季・夏季・冬季それぞれの休業期間内の長期研修やその他の期間における研修として学外で所定の時間を費やす場合にも承認を得て実施している。

(イ) 兼務者

学外との兼務は、平成6年度1人、平成7年度4人、平成8年度3人、平成9年度3人、平成10年度1人、平成11年度3人であった。

イ 年次休暇、出張、休講、補講の状況

事務局を通して所定の手続きを取り、行っている。

(ア) 年次休暇

県の服務規程に基づき承認を得て取得している。

(イ) 出張

旅行命令簿に旅行目的等を記入して事務局に提出し、学長の決裁(命令)を受け行っている。

研究に関する出張は教員の年間計画に基づいて、内容確認の上行っている。

(ウ) 休講

前期・後期の時間割表を前年度末に教授会の承認を得て決定しており、長期にわたる休講は今まで発生していない。

短期休講（例えば講義のシラバス1～3回）は発生時点で教務学生課に申し出て時間割内で可能な限り変更し、止むを得ないときは期末の補講期間に行っている。

(エ) 補講

前述した休講の補講として行う場合もあるが、過去において頻度は少ない。学生の補講期間は、概ね自主学習の期間になっている。

なお、非常勤講師の都合で時間割に集中講義を組み込む事ができない「体育実技」2日間と「解剖見学」1日間並びに100人の学生を同時進行形式により、専門科目担当教員全員で指導をする「看護過程演習」5日間については、補講期間に行っている。

ウ 学内委員会の分担状況

開学以来、各種委員会、プロジェクトチームの分担は、企画委員会で原案を作成し、教授会の審議を経て決定している。

各種委員会の任期は2年間であるが、各委員会メンバーが全員「新任」とならないよう調整は行っている。

講師以上は各種委員会を分担することが原則である。

助手は教授会の諮問機関である図書及び学生委員会の委員を分担するが、企画、教務、入試、紀要委員会の分担はない。

教授、助教授、講師は毎年度1カ所以上の委員会を分担している。

助手はこれまでその年により分担しない人もいたが、平成11年度はコンピュータ部会に全員が参加することになった。

3 教育研究予算

(1) 教育研究予算の動向

教育研究費（第2.4.(1)の表2-2(13ページ)を参照）の内訳をみると、その95%以上を占める学生用教材費及び教員研究費の算定基礎単価は、開学以来同額で推移しているが、在学生数及び教員数の増につれて予算額は増加している。

その他、教育研究費には、教育設備費、研究紀要発行費等が含まれている